明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　一

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**四八～五四）　七

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**五五～五七）　一三

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**五八～六〇）　一四

○静岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**一四九）　一七

○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一五〇）　一七

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一五一）　一八

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（**同**一五二）　一八

○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**一五三）　一八

○航空情報を提供する場所を定める告示の一部を改正する件（**同**一五四）　一八

○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（**同**一五五）　一八

○管制圏において航空法の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（**同**一五六）　一八

○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**一五七）　一八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　二六

特殊法人等
企業年金基金変更関係　二六

地方公共団体
行旅死亡人関係　二六

会社その他

会社決算公告　六〇

告示

○**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第一号**

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成二十年十二月十二日内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第三号）の全部を次のように変更したので公表する。

平成二十四年二月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

第一　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

一　業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1)　温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び京都議定書の六パーセント削減約束の達成のためには、それぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、業務部門活動（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第百七十五号）